

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、8時30分から17時までのうち、12時15分から13時までの休憩時間45分を除いた、1日7時間45分週38時間45分です。

(2) 年次休暇の概要と取得日数

条例の規定に従い、1年度(4月から翌年の3月まで)に20日の有給休暇が与えられます。

なお、令和4年度の1年間の平均取得日数は、11.2日となっています。

(3) 特別休暇の概要

年次休暇以外に、特別な事由に該当する場合は、特別休暇が与えられます。

区 分	事 由	付与日数
公民権行使のための休暇	選挙その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
証人等として出頭のための休暇	証人、鑑定人、参考人等として国会等に出頭する場合	必要と認められる期間
ドナー休暇	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血管細胞移植のための末梢血管細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者のに、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血管細胞移植のため末梢血管細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
ボランティア休暇	災害時の被災地での支援活動、福祉施設での援助活動又は在宅の障害者若しくは高齢者の支援活動に従事する場合	1年において5日の範囲内の期間
結婚休暇	職員の結婚	連続する7日間の範囲内の期間
不妊治療休暇	職員が不妊治療を受ける場合	1年において原則5日
出産休暇	【産前休暇】8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)以内に産出する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
	【産後休暇】女性職員が産出した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
育児時間	生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ45分以内の期間
育児参加休暇	職員の妻が産出する場合であつてその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	5日の範囲内の期間
妻の出産のための休暇	妻の出産	2日
子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年において日の範囲内の期間(子が2人以上の場合にあつては10日)
忌引	親族の死亡	親族に応じ1日から10日までの範囲内の期間
法要休暇	父母の追悼のための特別な行事	1日
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活充実のための場合	6月から10月までの期間内における5日
災害休暇	災害により滅失した住居の復旧、災害・交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合、災害時に通勤途上の身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な女性職員が請求した場合	3日の範囲内の期間

(4) 病気休暇の概要と取得者数

職員が負傷又は疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間(最長90日)、勤務することが免除されます。

単位: 人

区分	令和4年度	令和3年度
精神・神経性疾患	4	5
外傷性・内部疾患	10	10
通勤災害	0	0
公務災害	0	0
合計	14	15

(5) 介護休暇の概要と取得者数

職員が要介護者にある家族を介護するための休暇制度(無給)があり、6ヶ月連続して取得することができます。

単位: 人

区分	令和4年度	令和3年度
介護休暇	0	0

(6) 職員の育児休業の概要と取得者数

職員が3歳に満たない子を養育するための休業制度があり、最長3年間取得することができます。

単位: 人

区分	令和4年度	令和3年度
育児休業	5	17
部分休業	4	1